

令和4年第2回上毛町議会定例会会議録 (1日目)

招集の場所 上毛町議会議場

開閉会日時及び宣言

令和4年6月7日 午前10時00分

○応招（不応招）議員及び出席並びに欠席議員

出席議員（12名）

1番 高西正人 2番 友岡みどり 3番 岩花寛之 4番 田中唯登志
5番 廣崎誠治 6番 宮本理一郎 7番 峯 新一 8番 三田敏和
9番 安元慶彦 10番 茂呂孝志 11番 荒牧弘敏 12番 宮崎昌宗

欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定による説明のため出席した者の職氏名

町長 坪根秀介・ 副町長 岡崎 浩・ 教育長 道免 隆
会計管理者 堀 三好・ 総務課長 宮吉保男・ 企画開発課長 熊谷豊司
税務課長 堀田京介・ 住民課長 円入忠義・ 長寿福祉課長 園田秀秋
子ども未来課長 末永浩一・ 産業振興課長 垂水勇治・ 建設課長 堀 綾一
教務課長 村上英之・ 総務係長 末吉孝幸

○職務のため本会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 野添雄二
議会事務局 宮野英治

○議事日程

令和4年第2回上毛町議会定例会議事日程

令和4年6月7日 午前10時00分 開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 報告第 3号 令和3年度上毛町一般会計継続費繰越計算書の報告について
- 日程第 5 報告第 4号 令和3年度上毛町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 6 報告第 5号 令和3事業年度上毛町土地開発公社の事業報告及び決算について
- 日程第 7 報告第 6号 しんよしとみ街づくり有限会社の令和3事業年度の決算及び令和4事業年度の事業計画について
- 日程第 8 議案第25号 専決処分の承認を求めることについて（上毛町税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 9 議案第26号 専決処分の承認を求めることについて（上毛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第10 議案第27号 工事請負契約の変更契約の締結について（上毛町防災行政無線デジタル化工事）
- 日程第11 議案第28号 上毛町税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第29号 令和4年度上毛町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第30号 令和4年度上毛町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第31号 令和4年度上毛町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第32号 令和4年度上毛町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第33号 令和4年度上毛町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第17 発議第 4号 重度障がい者と介護者の鉄道運賃等割引制度における特
急料金の適用及び駅構内や踏切内の安全対策を求める意
見書 (案)

日程第18 選挙第 2号 上毛町外一市一町矢方池土木組合議会議員の補欠選挙に
ついて

○委員会付託

文教厚生常任委員会

- 議案第30号 令和4年度上毛町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第31号 令和4年度上毛町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 発議第4号 重度障がい者と介護者の鉄道運賃等割引制度における特急料金の適用及び駅構内や踏切内の安全対策を求める意見書（案）

総務産業建設常任委員会

- 議案第28号 上毛町税条例等の一部を改正する条例について
- 議案第32号 令和4年度上毛町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第33号 令和4年度上毛町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

予算決算常任委員会

- 議案第29号 令和4年度上毛町一般会計補正予算（第1号）

○会 議 の 経 過 (初日)

開議 午前10時00分

○議長（宮崎昌宗君）皆さん、おはようございます。定刻になりました。御起立をお願いいたします。

一礼して御着席願います。礼。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しています。

ただいまから、令和4年第2回上毛町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は運営資料を配付しておりますので、御覧ください。

○議長（宮崎昌宗君）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に、10番 茂呂議員、11番 荒牧議員を指名します。

○議長（宮崎昌宗君）日程第2、会期の決定を議題とします。

議会運営委員長の報告を求めます。

安元委員長。

○9番（安元慶彦君）皆さん、おはようございます。

議会運営委員会の報告をいたします。

議長から今期定例会の運営について諮問を受け、6月3日に議会運営委員会を開催し、お手元に配付の会期日程表（案）のとおり協議決定いたしましたので報告します。

6月7日火曜日は、本会議で議案の上程を行います。報告第3号から議案第27号までの7件については審議、討論、採決を行うこととし、その後、選挙を第2号の1件の選挙を行うことと決定いたしました。

6月8日は休会とします。

6月9日木曜日は本会議で一般質問とします。一般質問者は5人であります。なお、質問者5人を今回は1日といたしましたが、最近はコロナの感染状況が少し緩くなっている状況であります。しかし、決して軽視をしていることではございません。油断はできません。

そこで、発言者にはお願いですが、発言の論点をまとめて簡潔明瞭にして時間の短縮に御留意願います。持ち時間1時間は問答無用でございます。その点の御理解と御協

力をお願いいたしておきます。

6月13日月曜日は文教厚生常任委員会、総務産業建設常任委員会、予算決算常任委員会を順次開催することといたします。

6月15日、16日は休会とします。

6月17日金曜日は、本会議で委員会付託案件の審査報告を受け、討論、採決を行います。

以上、会期は本日から6月17日までの11日間とすることが適当であると決定いたしましたので、報告をします。

有意義な議会運営になるよう希望して、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（宮崎昌宗君）お疲れさまでした。議会運営委員長の報告が終わりました。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から6月17日までの11日間としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から6月17日までの11日間とすることに決定しました。

○議長（宮崎昌宗君）日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に提出された議案は、町長から報告4件、専決処分2件、条例改正1件、補正予算5件、その他1件の計13案件であります。

次に、本定例会の会期日程を申し上げます。配付しております運営資料5ページを御覧ください。

本日の会議では、町長提出案件の議案を一括上程し、町長からの提案理由の説明を受け、総括質疑を行います。報告第3号から議案第27号までの7件については、本日、審議、討論、採決を行います。残りの6件は後でお諮りし、所管の常任委員会に審査を付託する予定です。

議員から提出された発議第4号については、議案を上程し、提出者の趣旨説明を受け、質疑を行います。また、選挙第2号については、本日選挙を行います。

ここで皆様にはお願いしますが、本日、審議、討論、採決を予定している議案に対する質疑は、後の議案内容の説明の際に行っていただきますよう、御協力をお願いします。

6月9日に本会議を開催し、一般質問を行う予定です。9日の質問者は5人を予定しています。

6月7日に文教厚生常任委員会を開催し、委員長の辞任について許可された後、委員長の互選を行う予定です。

6月14日に文教厚生常任委員会及び総務産業建設常任委員会、予算決算常任委員会を開催し、付託案件の審査を実施します。

6月17日に本会議を開催し、各常任委員長から委員会付託案件の審査状況の報告を受け、討論、採決を行います。

地方自治法第121条の規定に基づき、町長及び教育長に出席の要求をいたしましたところ、お手元に配付の名簿のとおり説明員の出席報告がありましたので、これを許可し、出席いただいております。

これで諸般の報告を終わります。

○議長（宮崎昌宗君）これから議案の上程を行います。なお、議案の上程に際し、議案名の朗読は省略します。

日程第4報告第3号、日程第5報告第4号、日程第6報告第5号、日程第7報告第6号、日程第8議案第25号、日程第9議案第26号、日程第10議案第27号、日程第11議案第28号、日程第12議案第29号、日程第13議案第30号、日程第14議案第31号、日程第15議案第32号、日程第16議案第33号、以上13件を一括上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（坪根秀介君）皆さん、おはようございます。

本日ここに令和4年第2回上毛町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ともに極めて御多用の中、御参集を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、長引く新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、様々な業種、また、そこで働く方々など、国民生活や経済への悪影響は計り知れないものがあると推察するところであります。さらに、ロシアのウクライナ侵攻によるエネルギー価格の上昇や円安の進行などによる原材料費の高騰など、さらに経済環境は厳しく、国内市場も混迷を極めるばかりであります。

従来、少子高齢化による人口減少問題を抱えておる我が国において、変革と創造は待ったなしであります。しかし、本町のように小さな町が、これら全ての課題を同時に解決することは困難であったとしても、ターゲットを絞り込み1点突破を挑めば、新たな成功モデルをつくることは十分可能であると考えております。

本町人口ビジョン1万人構想とは、実験と試行錯誤とチャレンジを繰り返しながら可能性や限界を学び、長期的なビジョンとプロセスをデザインする段階的な地域づくり、言わばプロセスデザインの概念であり、人が進化するプロセスをデザインし、軸とするものであります。

昨今、九州では福岡市一極集中が続いており、その周辺だけがその恩恵を受け人口が増加しております。東九州沿線の上毛町と西九州沿線の福岡市とでは、その規模においても、これまでのインフラ整備においても、既に大きな格差があるわけですが、人にもどの地域にも無限の可能性があるので、本町には本町にふさわしいまちづくりが必ずあるわけで、その目標をしっかりと見据え、歴史に学び、熱意を持ち続けられれば、人口増は可能であると考えております。

そして、こうした理念を基に地域の特性を生かした、最近の俗語で言う「エモい」まちづくりへ向け、今後もストーリーをつなぐプロセスデザインで持続可能なまちを目指してまいります。議員各位の御理解と御協力を切にお願い申し上げます。

それでは、これより提案理由の説明を申し上げます。

今議会に提出しております案件は、報告案件4件、専決処分2件、条例改正1件、補正予算5件、その他1件の計13案件であります。順次、御説明をいたします。

報告第3号、令和3年度上毛町一般会計継続費繰越計算書の報告についてであります。令和2年度から継続費により実施しております防災行政無線デジタル化事業及び令和3年度から事業を開始した体育館建設事業において、逡次繰越額が確定いたしましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものであります。

報告第4号、令和3年度上毛町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。令和3年度に繰越明許費として御可決いただいております4事業について繰越額が確定いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

報告第5号、令和3事業年度上毛町土地開発公社の事業報告及び決算についてであ

りますが、令和3事業年度の土地開発公社の決算につきましては、前年度同様、一般管理費のみの執行となっております。また、土地開発公社としての事業につきましては、町と連携し、企業誘致の実現に向けた対応を行っている状況であります。

先般、5月21日の公社役員会におきまして決算等の御承認をいただきましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により議会に報告するものであります。なお、役員の皆様より、公社は継続させ共に企業誘致を行ってまいりたい旨の御意向を賜り、継続させることといたしておりますことを併せて御報告いたします。

報告第6号、しんよしとみ街づくり有限会社の令和3事業年度の決算及び令和4事業年度の事業計画についてであります。令和3事業年度の道の駅の決算につきましては、前年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中、ふるさと納税返礼品の充実、コスト管理の徹底等を図ってまいりました。道の駅全体の収支としては、元駅長に係る訴訟関係費用などの雑損失を計上したことから、残念ながら赤字決算となっております。

今後も、新型コロナウイルス感染症の影響を視野に入れ、引き続き、ふるさと納税返礼品の拡充をはじめ、フィエロ、物産館の安定した管理運営体制の構築に努めてまいる所存であります。

先般、5月24日のしんよしとみ街づくり有限会社通常総会におきまして決算等の御承認をいただきましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により議会に報告するものであります。

議案第25号、専決処分の承認を求めることについて（上毛町税条例の一部を改正する条例）であります。地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布されたことに伴い、本町税条例の一部を改正する条例を同日付で専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものであります。

議案第26号、専決処分の承認を求めることについて（上毛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）であります。新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免等についてが令和4年3月14日に通知され、地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布されたことに伴い、本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を同日付で専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものであ

ります。

議案第27号、工事請負契約の変更契約の締結について（上毛町防災行政無線デジタル化工事）ではありますが、令和2年度から実施しております防災行政無線デジタル化工事につきまして、追加設備の導入及び導入機器数量等の増により契約金額に変更が生じたので、上毛町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分等に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第28号、上毛町税条例等の一部を改正する条例についてではありますが、議案第25号と同様に地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布されたことに伴い本町税条例等の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第29号、令和4年度上毛町一般会計補正予算（第1号）ではありますが、今回の補正額は9,037万4,000円で、歳入歳出予算総額63億5,537万4,000円とするものであります。

今回の補正では、職員の人事異動及び期末手当支給率改定等に伴う人件費等の組替え並びに新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業等の予算措置を行っております。

目的別の主なものとして、総務費では財産管理費において役場庁舎屋根改修のための設計業務委託料を計上しております。

民生費では、社会福祉費において、令和4年度に新たに住民税が非課税となった世帯へ臨時特別給付金を給付するための関係経費を、老人福祉費においては9月に実施予定としておりました「敬老のつどい」について協議を重ねてまいりましたが、現在の新型コロナ感染状況に鑑み、残念ながら今年度も中止とさせていただくことといたしました。これに伴い関係経費の組替えを行っております。

また、児童福祉総務費においては、低所得の子育て世帯に対し対象となる児童1人当たり5万円を給付する、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金関係経費を令和3年度に実施いたしました子育て世帯への臨時特別給付金事業において、その実績が確定いたしましたので、国への補助金返還に要する経費を計上しております。コロナ臨時交付金対象事業経費として、児童福祉施設費では、大平保育所の新型コロナ感染対策として、空調設備改修工事費を計上しております。

衛生費では、新型コロナウイルス感染症対策費において、18歳以上の4回目のワ

クチン接種に要する関係経費として、医師、看護師への報償費、医療機関への委託料等を計上しております。

農林水産業費では、農業振興費において、昨年度に続き感染症の影響等、農業者の経営努力では避けられない様々なリスクによる収入減少を補償する農業経営収入保険の保険料に対しての支援として、収入保険加入支援事業費補助金、原油価格高騰により影響を受ける町内農業者に対して支援を行うための農業経営支援軽油負担軽減事業費補助金をコロナ臨時交付金対象事業費として計上しております。また、令和4年度から新たに1地区が多面的機能支払交付金事業に取り組むことになりましたので、その関係経費等も計上しております。

土木費では、住宅費において、町営住宅解体に伴うアスベスト調査のための経費を計上しております。

消防費では、非常備消防費において、消防団員退職報償金8名分を計上しております。

教育費では、コロナ臨時交付金対象事業経費として、小学校費及び中学校費の学校管理費において、コロナ禍における物価高騰に対応し学校給食の品質維持及び保護者の負担を軽減するための、学校給食・生活支援臨時交付金経費を計上しております。また、友枝小学校水源確保のためのボーリング及び配管工事に要する経費を計上しております。

今回の補正財源につきましては、特定財源としての国庫支出金では、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、子育て世帯生活支援特別給付事業費補助金、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金等、合わせて7,548万円、県支出金では、多面的機能支払交付金56万7,000円、諸収入では消防団員退職補償金、京築広域市町村圏事務組合派遣職員人件費負担金合わせて1,207万4,000円をそれぞれ充当しております。

一般財源につきましては、普通交付税225万3,000円を計上しております。

議案第30号、令和4年度上毛町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）であります。今回の補正額は33万8,000円を減額し、歳入歳出予算総額8億3,907万9,000円とするものであります。4月の職員人事異動及び期末手当支給率改定等に伴う人件費の組替えによる減額補正であります。

議案第31号、令和4年度上毛町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）であります。今回の補正額は325万8,000円を減額し、歳入歳出予算総額1億3,965万9,000円とするものであります。4月の職員人事異動及び期末手当支給率改定等に伴う人件費の組替えによる減額補正であります。

議案第32号、令和4年度上毛町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）であります。今回の補正額は10万2,000円を減額し、歳入歳出予算総額7,259万5,000円とするものであります。期末手当支給率改定に伴う減額補正であります。

議案第33号、令和4年度上毛町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）であります。今回の補正額は、1万7,000円を減額し、歳入歳出予算総額1億1,017万2,000円とするものであります。4月の職員人事異動及び期末手当支給率改定等に伴う人件費の組替えによる減額補正になります。

以上、概略を御説明申し上げましたが、いずれも重要な案件でございますので、慎重に御審議をいただき、御承認、御可決くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

どうぞよろしくお願いたします。

○議長（宮崎昌宗君）提案理由の説明が終わりました。

これから提案理由に対する総括質疑を行います。

前にも述べましたが、本日、審議する案件に対する質疑は、後の議案内容の説明の際に行っていただくよう御協力をお願いいたします。

提案理由に対する総括質疑はありませんか。

安元議員。

○9番（安元慶彦君）町長の提案理由の前段の中で、本町の地域活性化に向けてのもろもろの施策の中で、ターゲットを絞る、これが可能性があるというような発言がございました。

当初から上げておりますように、2040年人口1万人構想、これが大前提に私はあると思うんですけども、そういったものを達成に近づかせる、あるいはまた達成させるために、本町ならではの、後で言いましたように、本町には本町にふさわしいものがあるはずだというような発言もありましたが、私は1回お尋ねしたことがありますが、いろんなものは大体よそもやっておる。出産祝い金とか、あるいは結婚何が

しとかいうのは大体どこの自治体も、額は違うにしてもあるわけですね。

ですから、本町ならではのものというものをこれからどんどん出して——どんどんということはないですけども、出していくのかなと、こんな感じを受けたわけですね。当然これには財源というものもついてくるわけでございますけども、大池公園の整備は終わりました、体育館も来春には出来上がる、大きなプロジェクトというものは大体順調といたしますか、そういう流れでやっておりますが、いよいよそういうものの中で、やっぱり上毛町はと言われるような魅力のある町。これはこの前もちょっと議論しましたけど、企業誘致の関係も出てくるわけでございますけど、やっぱり働くところがないと人が集まらないとか、人がいないからなかなか企業も来にくいとかいうようなことがございましたけれども、そういったターゲットを絞ってこれからの施策というものを推進をしていくというような発言に私は取ったんですけど、何か具体的にございましたらお聞かせいただきたい。

○議長（宮崎昌宗君） 町長。

○町長（坪根秀介君） とにかく、これは従前から申し上げておりますように、何かで突き抜けていこうやというような思いがございまして、それは例えば道の駅のピツェリアにしてもそうですけども、日本中で一番おいしいものをここに造ろうと。これ一遍にはできませんけども、改良を加えて、研修もしてですね。

人に尽きると私は思っています。その中で、やはりサテライトオフィスというものがキーワードになると思いますし、サテライトオフィスの中に、要は、上毛町のシンクタンクといたしますか、これも申し上げておりますように、日本のトップレベルの企業であるとか技術であるとか、突き抜けたものがそこに入ってくれば、そういういろんなもので、うちの中でブランディングするにしても、やっぱ突き抜けたものというのできるんだろうと思っています。

特に地産地消というか、農産物もそうなんですけども、林業も含めてほとんど今、手がつけられてない。体育館でようやく町有林を使うようにしましたけども、例えばこういうものを使って、やはり、そこに有名な日本を代表するようなデザイナーが入ってきて家具をデザインするであるとか、それがふるさと納税で生かされるとかですね、上毛町の食材であるとか、そういったその上毛町の財産をうまく活用して、本当に突き抜けた、ふるさと納税で1番を狙うぐらいのものを上げていきたいと。

ふるさと納税だけじゃないんですけども、やはり、交流ゾーンではそういった人た

ちに来てもらって、上毛に行けば何か違うんだと、わくわくするようなそういったブランドがある。椅子にしても、地元の木材を使っていて、しかもデザインは優れていると。なかなかそういうものが今あるところが少ないものですから、それは食についてもそうなんですけども、食のブランディングであるとかも含めてですね。今、カボチャのほうは結構皆さん作っていただいておりますけども、非常に質が高いということで昨年度からですけども広がりつつある。

こういったものを、やっぱり外の血を入れて、北海道の方が来られて九州で作って美味しいものができたというようなことも一つの例であると思いますし、そういった地味な作業を少しずつ繰り返しながら本物ができてくると思っていますので、サテライトオフィスができればそういった優秀な人たちが入ってきて、地元のいろんな事業が活性化するんだろうと思っておりますので、外の血を入れながら地元の若手の商工会であるとか地元の人材を活用させて、ブランディングをしていきたいというふうな思いでございます。

以上です。

○議長（宮崎昌宗君）安元議員、よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）これで質疑を終わります。

これから、本日採決する議案の審議を行います。

○議長（宮崎昌宗君）日程第4、報告第3号、令和3年度上毛町一般会計継続費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

議案内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮吉保男君）それでは、私から報告第3号について御報告をいたします。

報告第3号、令和3年度上毛町一般会計継続費繰越計算書の報告について。地方自治法施行令第145条第1項の規定により、令和3年度上毛町一般会計継続費繰越計算書について次のとおり報告するものでございます。

8款消防費1項消防費の防災行政無線デジタル化事業でございますが、事業期間を令和2年度から令和4年度までの3年間、事業費の総額を4億7,333万7,000

円と定め、継続費として予算措置を行い実施している事業でございます。

令和3年度の年割額1億4,975万5,000円及び令和2年度からの通次繰越額1億3,866万6,000円の合計2億8,842万1,000円に対しまして、執行額は1億4,630万円となりましたので、残額の1億4,212万1,000円を通次繰越額とするものでございます。

続きまして、9款教育費5項保健体育事業費の体育館建設事業ですが、事業期間を令和3年度から令和4年度までの2年間、事業費総額を27億4,660万円と定め、継続費として予算措置を行い、実施している事業でございます。

令和3年度の年割額12億3,980万円に対しまして、執行額は6億0,654万4,000円となりましたので、残額の6億3,325万6,000円を通次繰越額とするものでございます。

以上、2事業について繰越計算書を調製し、御報告するものであります。

令和4年6月7日提出。上毛町長、坪根秀介。

以上でございます。

○議長（宮崎昌宗君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

三田議員。

○8番（三田敏和君）一つだけお伺いします。

防災行政無線デジタル化事業ですが1億4,200万の繰越明許というようなことなんです、今年度で終わるといふ事業ですが、この1億4,000万ということの後、どういうものが残っているのか。今、各地を回って戸別に受信機を付けている状態だといふふうに私も認識しているんですが、あと、どういう事業が残っているのか、その内訳を説明ください。

○議長（宮崎昌宗君）総務課長。

○総務課長（宮吉保男君）デジタル化の事業に関しましては、議員さんおっしゃるとおり、今、各地区の戸別受信機の設置を進めております。

受信機の設置自体の進捗で言いますと約3割弱ということで、目標としましては11月末までに各地区の設置を終わりたいということで、今、進めております。

大きな事業といたしまして、別に契約の変更で、後ほど議案をお願いしております

が、追加の設備ということで一部の機械を事業者から提案のありました機械の導入、それと、戸別受信機を若干、在庫を余裕を持って持ちたいということでの追加、そういったものが今後の主な経費になろうかと思えます。

なお、アナログ電波が11月末で使用停止ということでしたが、世界的な半導体不足等によりまして機器の導入が厳しい面があるというところで、国のほうが1年間アナログの運用を延長したという部分もございますので、今後の機器の製作に万が一支障が出るようなことがあれば、免許を延長した上で工期を若干延ばさせていただくことも可能性としてはあるのかなと思っております。

以上です。

○議長（宮崎昌宗君）三田議員。

○8番（三田敏和君）そういう中で、戸別受信機を余裕を持ってというようなお話がありました。この個別受信機の設置については、今、LINEとmailとかいろいろなもので各自に配信されているということも含めて、戸別受信機をつけない家庭もあるよということの中で、大体どのぐらいの割合になりそうなのか、余裕ということも含めてその辺をお聞かせください。

○議長（宮崎昌宗君）総務課長。

○総務課長（宮吉保男君）今回っている地区での実施状況を確認しましたところ、設置対象世帯の約5%程度がmail等の対応をしていただくということで、mail、LINE、Facebookが使えるのであればそちらを使用したいという申出をいただいています。約5%程度ということで承知をしております。

○議長（宮崎昌宗君）三田議員、よろしいですか。

峯議員。

○7番（峯 新一君）体育館のことでお聞きします。

基礎が終わって出来上がりが本年度中ということは3月までなんですけど、間に合うんでしょうか。ちょっと基礎に時間がかかり過ぎたかなという点があるんですけども、そこから延期はないでしょうか。

○議長（宮崎昌宗君）教務課長。

○教務課長（村上英之君）体育館の建設でございますが、5月末で進捗率が23%となっております。ほぼ今のところは計画どおり進んでいるところでございますが、先ほど総務課長の話にもありましたように、現在の社会情勢については、コロナをは

じめウクライナなど予測できない事態が続いており、半導体をはじめとする世界的な品不足など不安定な状況でございます。そのため、今後の工事への影響も危惧されるところもございますが、現時点では部材確保に鋭意努力をさせていただいているという状況でございます。今後、もし、最悪、工期に影響することなどがあった場合は、そういった内容が明確になった時点で議員の皆さん方にはお知らせを行っていきたくて、こういうふうを考えております。

今のところは、ほぼ計画どおり進んでいるということです。

○議長（宮崎昌宗君） 峯議員、よろしいですか。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君） 体育館の工事について伺います。

まず、経常経費の総額は2億7,466万円ですが、追加工事の必要性についてはどのような状況でしょうか。

それから、ただいま工事の進捗率について答弁がありましたので、これはいいとして、予算の執行率は幾らになるでしょうか。

○議長（宮崎昌宗君） 教務課長。

○教務課長（村上英之君） 茂呂議員、最初の質問は、すみません、何と聞かれましたか。

○議長（宮崎昌宗君） 茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君） 追加工事の必要性について、なければいけないんですが、あるような状況であれば御報告を願いたいと思います。

○議長（宮崎昌宗君） 教務課長。（「質問の内容がおかしいんじゃない。」と呼ぶ声あり）

○議長（宮崎昌宗君） そうですね、継続費ですので。（「そこへ入っとるんじゃないんですか。」と呼ぶ声あり）

○議長（宮崎昌宗君） いや、継続費に入っているかどうかですからね。そういう場合は契約変更になるんじゃないですかね。

教務課長。

○教務課長（村上英之君） 追加工事等は今のところございません。

（「予算の執行率」と呼ぶ声あり）

○議長（宮崎昌宗君） 教務課長。

○教務課長（村上英之君） 執行率というのは、支出済額から予算額を割り戻したら率で

出ると思いますけど。

○議長（宮崎昌宗君）ほかに質疑ございますか。

安元議員。

○9番（安元慶彦君）デジタルの継続費の総額ね、これは、全体は5億8,000何があり、一番最初の金額ではないんか。令和2年に継続費議決したね。そのときの3か年の継続費は。

○議長（宮崎昌宗君）教務課長。

○総務課長（宮吉保男君）事業費の総額については、ここに記載している額でお願いをしております。

○議長（宮崎昌宗君）ほかよろしいですか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）これで質疑を終わります。

以上で本件の報告を終わります。

○議長（宮崎昌宗君）日程第5、報告第4号、令和3年度上毛町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

議案内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮吉保男君）それでは私のほうから、報告第4号について御報告いたします。

報告第4号、令和3年度上毛町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和3年度上毛町一般会計繰越明許費繰越計算書について、次のとおり報告するものでございます。

繰越計算書に記載しております2款総務費1項総務管理費の転出転入手続ワンストップ化システム改修業務委託から、5款農林水産業費1項農業費の農業農村整備事業までの4事業につきまして、令和3年度から令和4年度への繰越額が確定いたしましたので、繰越計算書を調製し、御報告するものでございます。

令和4年6月7日提出。上毛町長、坪根秀介。

以上でございます。

○議長（宮崎昌宗君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長（宮崎昌宗君）質疑なし。

以上で本件の報告を終わります。

○議長（宮崎昌宗君）日程第6、報告第5号、令和3事業年度上毛町土地開発公社の事業報告及び決算についてを議題といたします。

議案内容の説明を求めます。

企画開発課長。

○企画開発課長（熊谷豊司君）それでは、報告第5号につきまして御報告をいたします。

報告第5号、令和3事業年度上毛町土地開発公社の事業報告及び決算について。

令和3事業年度土地開発公社の事業報告及び決算について、地方自治法243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和4年6月7日提出。上毛町長、坪根秀介。

それでは、公社議案書の1ページをお開きください。まず、事業の概要でございます。朗読により説明とさせていただきます。

令和3年度の日本の経済は、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が徐々に緩和されているものの、所得と比べて個人消費の水準は依然として低めにとどまっているほか、自動車の生産調整や世界的な供給制約の影響等もあって、輸出や生産の持ち直しに足踏みが見られており、GDPの水準は感染症前の水準を下回った状態が続いている。令和3年6月に閣議決定された成長戦略実行計画では、経済安全保障政策として先端半導体及び次世代電池の技術開発製造立地を推進することとされており、今後の企業誘致において注視していく必要がある。本公社においては、多様な産業分野の新規立地の需要を注視し、町と連携をとりつつ、公有地の拡大に関する法律第17条の規定に基づき、地域の秩序ある整備と住みやすいまちづくりに寄与するため、企業誘致の実現に向けた対応を行った。

以上が事業の概要でございます。

次に、議事事項等でございますが、お示ししておりますとおり2回の理事会を書面により開催いたしております。

3ページをお願いいたします。登記事項、役員の交代は御覧のとおりございません。次に、4ページをお願いいたします。収入支出決算でございます。まず、収入でございますが、収入済額で御報告をいたします。

1款1項1目基本財産果実1,256円、1款2項1目預金利子0円、1款3項1目補助金5万8,000円で、1款事業外収入合計5万9,256円、2款1項1目繰越金1万6,501円で、収入合計が7万5,757円となっております。

次に、5ページ、支出でございます。これも同じく支出済額で御報告いたします。

1款1項1目費用弁償8,000円、2項2目旅費、3目需用費、4目役務費については支出がございません。5目公租公課費5万円で、1款管理費の合計は5万8,000円、2款事業支出、3款予備費については支出がございません。支出合計は5万8,000円となっております。

6ページをお願いいたします。財産諸表、貸借対照表でございます。

資産合計及び負債資本合計それぞれ501万7,757円となっております。

次に、7ページをお願いいたします。損益計算書でございますが、当期利益金は1,256円となっております。

次に、8ページをお願いいたします。キャッシュ・フロー計算書でございますが、現金及び現金同等物期末残高については501万7,757円となっております。

9ページをお願いいたします。令和3事業年度余剰金処分計算書でございます。当年度末利益余剰金1万7,757円につきましては、次期繰越準備金として処分しております。

次に、10ページをお願いいたします。財産目録でございます。令和4年3月31日現在の正味財産は501万7,757円となっております。

次ページ以降、11ページから15ページに財産附属明細書といたしまして、資産、負債及び資本の区分、収益及び費用の区分、販売費及び一般管理費用、最後の16ページに監査意見書を添付しておりますので、御確認をお願いいたします。

以上で報告第5号の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（宮崎昌宗君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）県下で土地開発公社の事業活動を行っている自治体は、本町以外にあるとすれば何自治体あるでしょうか。

○議長（宮崎昌宗君）企画開発課長。

○企画開発課長（熊谷豊司君）お答えいたします。

福岡県内の土地開発公社で、本町以外で開発公社が存続している自治体は26市町村ございます。

○議長（宮崎昌宗君）茂呂議員、以上でよろしいですか。

ほかにございますか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上で本件の報告を終わります。

○議長（宮崎昌宗君）日程第7、報告第6号、しんよしとみ街づくり有限会社の令和3事業年度の決算及び令和4事業年度の事業計画についてを議題といたします。

議案内容の説明を求めます。

企画開発課長。

○企画開発課長（熊谷豊司君）それでは、報告第6号について御説明いたします。

しんよしとみ街づくり有限会社の令和3事業年度の決算及び令和4事業年度の事業計画について。

しんよしとみ街づくり有限会社の令和3事業年度決算及び令和4年事業年度の事業計画について、地方自治法第243条の3第2項の規定により別紙のとおり報告する。

令和4年6月7日提出。上毛町長、坪根秀介。

内容につきまして、5月24日に開催されましたしんよしとみ街づくり有限会社の総会にて承認された資料に基づき報告させていただきます。

決算報告書の2ページをお開きください。貸借対照表でございます。資産の部より現金・預金などの流動資産の計が5,416万6,967円、建物附属設備など固定資産が639万6,257円で、資産合計が6,056万3,224円となっております。

3ページをお開きください。負債・純資産の部でございますが、買掛金、未払費用などの流動負債が2,167万9,716円、長期借入金の固定負債が684万円で、負債合計が2,851万9,716円となっております。

その下の純資産でございますが、資本金が2,050万、繰越利益剰余金が1,154万3,508円で、純資産合計は3,204万3,508円となっております。これは、8ページの株主資本等変動計算書の右下の純資産合計額当期末残高と同額となっております。負債資産、負債・純資産合計額は6,056万3,224円です。

4ページをお開きください。損益計算書でございます。

当期売上高は9,004万4,088円で、対前年度比1,144万1,520円の減となっております。この減額の内容といたしましては、フィエロ及びふるさと納税の売上げの減少が主な要因でございます。

次に、下段の売上げ原価ですが、3,773万3,200円となっております。売上げ総利益額は5,231万0,888円となっております。販売費及び一般管理費5,878万3,469円を差し引いた営業損失金額はマイナスの647万2,581円となっております。営業損失金額に営業外収益の610万9,008円を加え、営業外費用226万3,180円を差し引き、特別利益法人税住民税及び事業税を計算した令和3事業年度の道の駅しんよしみ全体の当期純損失金額は、マイナスの277万1,092円となり、赤字となっております。ただし、この赤字につきましては、町長の答弁でもございましたが、当道の駅の赤字の中には営業外費用の雑損失に元駅長の訴訟関連費用等を含んだ金額となっているため赤字が増えております。

なお、訴訟関連費用につきましては令和3事業年度で全て計算処理しておりますので、損益計算の来年度以降には影響いたしません。

次に、5ページをお開きください。部門別の損益計算書です。主な点を説明申し上げます。

物産館の縦の列の2列目を御参照ください。括弧書きの純売上高は5,811万4,004円、売上原価が2,027万7,101円、売上総損益金額が3,783万6,903円、この金額から販売費及び一般管理費の4,746万7,615円を差し引いた営業損益金額はマイナス963万712円となり、営業外収益、営業外費用、次ページの法人税等を計算しますと、物産館の当期純損益金額はマイナスの589万5,644円となります。

次に、フィエロは純売上高が1,892万5,456円で、売上原価が616万1,689円となっており、売上総損益金額が1,276万3,767円、この金額から販売費及び一般管理費の1,126万5,943円を差し引いた営業損益金額は149万

7,824円となり、営業外費用、営業外収益を計算した次ページのフィエロの当期純損益金額は146万2,345円となっております。

次に、ふるさと納税は純売上高が1,300万4,628円で売上原価が1,129万4,410円となっており、売上総損益金額は171万218円となり、販売費及び一般管理費の4万9,911円を差し引いた営業損益金額は166万307円となり、営業外収益を加え、次ページの当期純損益金額は166万2,207円となっております。

7ページをお開きください。販売費及び一般管理費の科目別の明細となっております。前年度より39万2,939円の増の5,878万3,469円となっております。

8ページをお開きください。株主資本等変動計算書でございます。先ほど説明いたしました但、当期末純資産合計は3,204万3,508円となっております。

9ページをお開きください。お金の流れを示したキャッシュ・フロー計算書となります。一番下に記載しています現金及び現金同等物期末残高は4,843万6,348円となっており、この金額が現金として使用できる金額となります。

10ページ、11ページに監査役2名の監査報告書を添付しております。

12ページから13ページは、令和4事業年度の事業計画でございます。2ページにわたりますので、概略として御説明をいたします。

基本方針といたしまして、新型コロナウイルス感染症の影響等厳しい状況が続いている状況下であります但、町内及び近郊地域の農水産物を確保するなど出荷品目を拡充し、ふだん使いの施設として利便性を高め、集客増と利益確保に努めることとしています。

また、ふるさと納税については新しい返礼品の開拓・開発等を堅実にを行い、収益の確保に努めることとし、ピッツェリアフィエロについては、上毛町農産物を使用した新メニューの開発、イベント、テイクアウト等による販売促進を行い、利益体質の経営を図ることとしております。

以上の基本方針の下、部門別の計画を12ページ、そして13ページでお示ししております。詳細の説明については割愛いたします。

14ページ、15ページでは、令和4事業年度収支予算でございます。

14ページをお願いいたします。収入の部でございます但、基本的には前年度の決算額を基準に積算し、道の駅全体で6,903万1,000円を計上しております。

15ページをお願いいたします。支出の部でございますが、道の駅全体で人件費に3,096万9,000円、実績に基づき管理費に2,694万9,000円を計上し、商品仕入れ、これはフィエロの原材料費でございますが、に616万6,000円を計上しております。融資返済額は、フィエロ開店時に借入れをした返済金として、昨年同様186万円を計上しております。支出合計といたしまして6,594万4,000円を計上し、収支差引きによる利益見込額として308万7,000円を見込んでおります。

説明は以上でございます。

○議長（宮崎昌宗君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

三田議員

○8番（三田敏和君）二、三質問させていただきます。

事業計画についてですが、今、説明の中でいろいろ、キャッシュ・フロー、損益等の説明がありましたが、令和3年事業年度の当初に描いた事業そのものができているかどうか、そこについてお聞かせをいただきたい。まずは、その点をひとつお願いします。

○議長（宮崎昌宗君）企画開発課長。

○企画開発課長（熊谷豊司君）令和3年度につきましては御承知のとおり、コロナウイルスの影響下を受けている中で、計画した事業はできているというふうに認識をしております。

○議長（宮崎昌宗君）三田議員。

○8番（三田敏和君）ということは、ここに令和3年度、昨年度のところに冷凍ピッツァの開発とか、それから、上毛らしさを全面に出すとかということがありますが、それができているという認識でよろしいかどうか。

○議長（宮崎昌宗君）企画開発課長。

○企画開発課長（熊谷豊司君）先ほど申し上げましたとおりコロナウイルス禍の中で、そのできる範囲の中で私はできているというふうに認識をしております。全てが平常時のとおりできているとは言いませんが、コロナウイルス禍の影響の下、頑張ってきていると、担当課長として認識をしております。

○議長（宮崎昌宗君）三田議員、3回目です。

○8番（三田敏和君）答えてくれてないんで。冷凍ピッツァができていないのか、できていないのか教えてください。

○議長（宮崎昌宗君）企画開発課長。

○企画開発課長（熊谷豊司君）冷凍ピッツァについてお答えいたしますと、冷凍ピッツァについてはできておりません。

○議長（宮崎昌宗君）さっきが2ね。3回目をどうぞ。

○8番（三田敏和君）それから給与のことですが、いろいろ繰っていくと、給与手当が、平成30年が1,070万、令和1年が1,400万、それから令和2年が1,300万で、令和3年が1,000万というふうになんかずっと変化をしておりますが、これについては人員配置とかその辺を含めてどういうふうに変動しているのかお聞かせください。

○議長（宮崎昌宗君）企画開発課長。

○企画開発課長（熊谷豊司君）お答えいたします。平成31年からについてお答えさせていただきます。

平成31年の4月現在、物産館の社員が2名、フィエロの社員、給与を払っている社員が2名、令和2年4月時点で物産館の社員が2名、フィエロの社員が2名、令和3年4月期で物産館の社員が2名、フィエロの社員が1名、そして令和4年、これは予算ベースですが、物産館の社員が3名、フィエロの社員が1名ということで、社員が変動しております。

○議長（宮崎昌宗君）ほかに質疑は。宮本議員。

○6番（宮本理一郎君）それではお伺いします。

このバランスシートを見てね、商売をちょっとかじった人が、これで商売が成り立つかどうかちゅうのは一目瞭然ですよ。売上げは400万落ち、経費は増えている。これでどうしてなりますか。

それで、課長が先ほどおっしゃるには、コロナに原因があるとか、フィエロとかふるさと納税の減額、あるいは訴訟があったとか言う。その訴訟自体は、その人を、そういう人材を雇ったのは執行部でございましょう。こういったところに原因を見つけるんじゃないくて、今ある人材がそれなりの売上げを頑張ろうと、コロナだけ頑張ろうというような思いで日々の商売に携わっているかどうか。

また、執行部の皆さんが、私は思うんですけど、週に1回ぐらい朝礼に出て激励する言葉なんかはやっておられますか、課長。

○議長（宮崎昌宗君）企画開発課長。

○企画開発課長（熊谷豊司君）お答えいたします。

定例会といたしましては1か月に1回、そして臨時的にその都度臨機応変に伺っているというのがまず、現状でございます。

そして、売上げの貸借対照表の話でございますが、私が申しましたのはコロナ禍の中で確かに売上げが減っているということは現実として捉えております。ただ、議員がおっしゃられるとおり、それだけを理由にしているということでもございません。駅長と話し合う中で、3年度につきましては品揃えを揃えて、薄利でもありますが、まず、コロナ禍で離れたお客さんを戻そうということで努力をされており、当課といたしましても支援しているということでございます。

ちなみに、物産館につきましては、平成28年が1,100万ほどの赤、平成29年が600万ほどの赤、平成30年が790万ほどの赤、令和元年が950万ほどの赤、そして、このときに駅長が替わって途中から経営を立て直されて、令和2年には170万の赤まで赤を縮減しております。

そして、コロナ禍ではありますが、先ほど申した令和3年580万ほどの赤になっておりまして、この中には言ったように、訴訟費用、これは言い訳するわけではございませんが、その分が入っております。

物産館の売上げとしては、赤を縮小している、それをふるさと納税とフィエロで補っているということで、努力はしておりますし、担当課としても支援しているということは御理解していただきたいと思っております。

○議長（宮崎昌宗君）宮本議員。

○6番（宮本理一郎君）商売で一番大事なことは、数字を確保するためには粗利率ですよ。粗利益率は、今何%ですか。

○議長（宮崎昌宗君）企画開発課長。

○企画開発課長（熊谷豊司君）すいません、今ちょっと数字を持ち合わせておりませんので答弁はできません。失礼します。

○議長（宮崎昌宗君）宮本議員、3回目です。

○6番（宮本理一郎君）量販店、スーパーとか小売の量販店は常識的には30%から3

5%です。百貨店と言われる専門店は50%から60%取るんです。だから、言わば商品構成の中にプロパーと言われる定番とバーゲン商品、スポット商品があるわけですが、バーゲン商品が多くなれば、こういうふうにコロナでお客さんが来ないから、できるだけ格安のものを増やそうとしてバーゲン品を増やせば、当然、粗利率は落ちます。売上げも落ちると。

だから一番大事なことは、日頃からいい品を、先ほど町長がおっしゃっていましたように、地域の振興を目指すようないい商品、地域に根差した商品を接客でアピールすることによって接客力でプロパー定番商品、高額商品を買っていただけるような接客技術を備えた従業員に育てていかなきゃ、なかなか売上げが伸びるもんじゃありませんよ。今おっしゃるようにコロナという大きな背景があります。それでも皆さんは日々食っていかなきゃいけないから買物に出かけなきゃいけない。出かけたときに、皆さんは……。

○議長（宮崎昌宗君） 宮本議員、宮本議員、まとめて質疑に移ってください。

○6番（宮本理一郎君） はい。お金はあるんだから別に買わないわけじゃない。そこで上手にお客さんとお話を進めて売上げを伸ばすような人材、販売員を育てるということが一番大事で、ここに数字がずっと出ていますけども、私が思うには、バックに役場、行政が付いているというような親方日の丸の考え方で道の駅を運営していたら、誠にもったいないというよりも歯がゆい感じがしますね。

そういった意味で、そういう指導する立場にある方は、こういう数字を販売員一人一人に認識させて、どういうふうにして利益を取っていくのか、売上げを取っていくのか、ひいてはあなたたちの月の手取りも変わってきますよというような感覚でやっていただきたいというふうに思うわけです。

以上です。

○議長（宮崎昌宗君） 質疑ですかね、それは。

どうぞ、町長。

○町長（坪根秀介君） ちょっと補足しておきたいと思いますが、駅長につきましては私が就任する前に任命されておりまして、私が就任して、これは職員の名誉を守るあれではないんですけども、みんなが駄目だというふうにノーを言ったわけですよ。同じ人じゃ駄目だと。それを私が、人は変わるんだということで、みんなで支えてやってくれということがこのような結果を招いたというふうなこともね、甘やかした部

分もあると思いますので、その辺はひとつ御理解いただきたいと思いますし、この駅長が権限持って、いろんな人を全部、職員が知らないうちに雇ってたんですね。フィエロの後継者もそういう状況にあって、2番目のシェフが辞めたんですね。で、辞めていなくなったために土日が開けられなくなったんですよ。その分で400万円の赤っていうのをフィエロは出しているんですよ。土日は営業してなかった。できなかったんですね。それが今リセットされたというか、その関連はいなくなりましたし、しっかりした真面目な職員が確保できておりますので、その辺は理解いただきたいと思います。

あと、ふるさと納税のニコニコエール品というのが入った去年と今年入っていないという分がありまして、それも違うわけですよ。利益率は全部違いますから、その辺、議員御指摘のように利益もしっかり取っていかなきゃいけないということで、その辺は担当課長も含めてしっかり今精査しているところでございますので、ようやくリセットできたというふうに御理解いただきたいと思います。

○議長（宮崎昌宗君） 廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君） フィエロのことをちょっと聞こうと思ったんですけど、町長が今、かなりおっしゃいましたので、令和3年度の黒字の原因としては正職員の給料が約450万程減って、臨時ですかね、雑給が153万増えている。この分で、400万の売上げは落ちたけど黒字になったんじゃないかなと思います。

それと、雑収入の内訳を聞きたいと思います。

それともう一つは、ふるさと納税の返礼品としては、今、道の駅の近所でカボチャを作っていますけど、これを考えているのかどうか。

○議長（宮崎昌宗君） 企画開発課長。

○企画開発課長（熊谷豊司君） 雑収入についてお答えいたします。ちょっとお待ちください。

雑収入でございますが、610万8,059円のことでお答えいたします。まず、出店料の収益と、そしてUFOキャッチャー等の収益、そして所得税の還付金、事業復活支援金の150万、そして大きく言えばトイレ設備を改修しております。それが費用として道の駅で出しておりますが、費用は国交省のほうから出ますので、それが333万5,000円程あります。それが主なものでございます。

そしてカボチャということで、3年度についてはカボチャはまだ道の駅には出品し

ておりません。

○議長（宮崎昌宗君）廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君）令和4年度で考えているかどうかということです。

○議長（宮崎昌宗君）副町長。

○副町長（岡崎 浩君）カボチャのほうは産業振興課が中心になって、北海道の生産農家と組み合わせて地域の農家の方々に作っていただいて、令和3年度については、ばらばら、どうしても均一化がまだされてなかったんで、4年度の実績を見てしっかりとその辺がふるさと納税に載せれるのかという部分の検討をしていくような形になるかと思います。

ふるさと納税については、あとは、ぶどうの樹との連携の新商品等は今開発して、今年度から新たに上がっていますので、そういった部分が今後の主役になってくるというふうに考えております。

○議長（宮崎昌宗君）廣崎議員、3回目です。

○5番（廣崎誠治君）先ほど黒字の原因について、何も私が言ったことに対する返答がなかったように思いますけど、その辺の回答と、ふるさと納税についてはカボチャ等で頑張っていたきたいというふうに思いますので。

○議長（宮崎昌宗君）企画開発課長。

○企画開発課長（熊谷豊司君）フィエロの件の黒字化ということで、議員がおっしゃられるとおり職員が辞めたということで人件費が下がっております。ただし、その職員のカバーを駅長のほうがされて、それで、利益を生んだ結果と聞いております。

○議長（宮崎昌宗君）岩花議員。

○3番（岩花寛之君）2点お伺いしたいと思います。

ただ、その質問の前に、今年になってから、4月ぐらいからですかね、道の駅の方がSNSとかFacebookの投稿を非常に多く、毎日1回ないし2回していただいています。今までほとんど、ほとんどということはないんですけど、少なかつたんですけども、そういうふうな積極的な情報発信をしていただいていますので、その分ぜひ褒めていくというか、健闘していただければなというふうに、今後とも頑張っていたきたいというふうに思います。

それから質問ですけれども、2点、ふるさと納税がやはり半分ぐらいの金額になっているというところで、もう少し具体的にどういったところが下がったのかという

ころを教えていただきたいのと、あと、売上高のことで、商品の仕入高から商品の売上高を割り返していくと、昨年度は24%の利益率だったのが15%の利益率になっております。そこを先ほど課長の答弁の中で、商品点数を多くして薄利ですけれどもお客様を増やしていきたいというふうな御答弁がありましたので、内容的にはそういうふうなところであったかと思うんですけれども、その辺りの利益率とか販売の金額の設定に関して、町というか、それはどのような指導というか、どういうふうな関わりを持たれていますでしょうか。

○議長（宮崎昌宗君）企画開発課長。

○企画開発課長（熊谷豊司君）まず、1点目のふるさと納税の売上げが下がっているという質問につきまして御答弁を申し上げますと、2年度については、ニコニコエール品、それが逆に国の補助を得て利益が上がる仕組みで取り組んだということで、主には商品の割合を高くして売れると、その商品のパーセントによって補助金が来るということで、逆に言えば2年度が高かったと。で、その補助事業、ニコニコエール品という事業がなくなりましたので、3年度はその分が減ったということで御理解をお願いしたいと思います。

そして、商品と仕入れの関係の額が高いということでございますが、これにつきましてはコストコの商品とイチゴの商品が、イチゴは皆さん御承知のとおり認知されて、テレビに取り上げられるぐらい駅長も力を入れておられます。そして、コストコについても、先ほど言ったお客さんを呼び込もうという品目として駅長が鋭意努力されて取り組まれております。

この件につきましては、定例会でも私どもも、ちょっと高いのではないかということで言いましたが、駅長の今の方針といたしましては、薄利でもいいから客を戻したいということで、今、駅長と話しているのは半年後にまた検証しましょうと。そこでどのくらいの客数が戻ってくるのか、そして収益にどのくらい影響したのか、そこで半年後にまた検討しましょう、まずはこの方針でいきましょうということで、お互いに情報を共有して、方向性としてはそういうことで行っております。

○議長（宮崎昌宗君）岩花議員。

○3番（岩花寛之君）エール品に関しては、町長の答弁にもありましたのでそれは分かるんですけれども、販売品数というか何件売れたか、その辺の把握というのは分かりますかね。それが2年度と3年度でどれくらい変わっているのかというふうなところ

を。

○議長（宮崎昌宗君） ちょっとそれは細かすぎないですか。いいですかね、じゃあ、はい。

以上でよろしいですかね。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）先ほどお尋ねした件ですが、給与の手当ですね。令和3年が令和2年と比べると約280万円減っていますが、ちょっとこれを長い目で見ると、平成30年度と比べると令和3年度は大体同額ですよ。その間がかなり給与手当が増えているんですが、この影響というのはどういうところに起因しているんでしょうか。

○議長（宮崎昌宗君） 質疑の意味は分かりますか。

企画開発課長。

○企画開発課長（熊谷豊司君）給与の部分についての御質問ということで理解いたしますが、ちょっと趣旨が理解できませんでしたので、誠に申し訳ございませんが、もう一度言ってもらってよろしいでしょうか。

○議長（宮崎昌宗君） 茂呂議員、1回目で。

○10番（茂呂孝志君）令和2年度と令和3年度では給与手当が約280万円減っていますが、これを長いスパンで見ると、平成30年度と令和3年度はほぼ同額ですよ。令和3年度が1,020万円、平成30年度は1,070万円ですから。ここらあたりに収まるとるように見受けられます。ですから、令和元年度と令和2年度が少し高くなっているんですが、これはどういうところに起因しているんでしょうかということです。

○議長（宮崎昌宗君） 企画開発課長。

○企画開発課長（熊谷豊司君）令和2年と3年の給与の比較といたしましては、フィエロが2名体制でしたのが、令和3年については1名、そして、途中から退職されて給与の額が下がっているということで、令和2年と比較すると令和3年はフィエロの関係で下がっているということでございます。

平成30年度と比較されたということなんですが、30年度の資料を、すいません、持ち合わせてございませんので、先ほど私が御説明いたしました31年度の職員数については、先ほど言ったように物産館が2名、フィエロが2名ということなんで、職員数に応じて金額が変わっているということで御理解をお願いしたいと思います。

○議長（宮崎昌宗君）茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）少し早口だったんで聞き取れなかったところがあったんですが、それでは、お尋ねしますが、現在の駅長さんは令和元年8月からこちらにこられたと思うんですが、この点のお尋ねです。

それから、ふるさと納税の売上げですが、これが大幅に減っていますが、営業にも大きな影響を受けたということですが、この要因はどこにあると思われませんか。多分、コロナにもあると思うんですが、その他要因があれば幾つかお答え願いたいと思います。

○議長（宮崎昌宗君）茂呂議員、さっきそれはなかったですかね、ほかの議員さんから。さっき質疑がありました、それ。

○10番（茂呂孝志君）ほかに原因があるんですかということですか。

○議長（宮崎昌宗君）コロナ以外ありますか。

企画開発課長。

○企画開発課長（熊谷豊司君）まず、1つ目の御質問でございますが、現駅長は茂呂議員が言われるとおり令和元年8月1日から就任されております。

そして、2つ目のふるさと納税の減額の理由ということでございますが、先ほど岩花議員の御質問に答えたとおり、ニコニコエール品が影響していると。令和2年はニコニコエール品があつて、ふるさと納税自体の収益が上がっている。令和3年はそれが無いので減っているという御説明を申し上げたところでございます。

○議長（宮崎昌宗君）そういうことです。

ほかによろしいですかね。

高西議員。

○1番（高西正人君）すいません、一つだけ。売掛金と買掛金が、昨年度に加えましてかなりの減額になっています。この理由をお教えてください。

○議長（宮崎昌宗君）企画開発課長。

○企画開発課長（熊谷豊司君）まず、売掛金でございますが、主な要因といたしましては、ふるさとチョイスの3月分の払いとして、令和2年度にその分が561万7,810円あつたということで、今年度についてはその分が44万7,640円に落ちているということで、売掛金が減っている大きな要因ということでございます。

そして、買掛金ということで御説明いたしますと、令和3年が291万8,972

円、令和2年が657万6,962円ということでございますが、この差額の大きな要因といたしましては、ふるさと納税の買掛金が令和2年には514万687円あったのが令和3年には22万4,100円、お肉の部分の買掛金なんですが、その分が大きな要因となっております。

○議長（宮崎昌宗君）よろしいですか。峯議員、どうぞ。

○7番（峯 新一君）大変皆さん興味を持って質問しているようですが、あそこへ行くとは一番分かるんですけど、大型車が肝心なところの駐車スペースを取ってしまっていると。だからフィエロに近いほうの駐車スペースをもう少し削って、裏の官衙遺跡のほうに入れるというような案は考えてないのか。

それと、皆さんが質問する以上に、皆さんにそこへ行って買物してもらえれば、月1回でも2,000円の買物をしてもらえれば2万円、10人行けば20万のプラスになるんで、どうぞ皆さん質問する前に現場を視察して、何が足りないか、そこら辺を視察してもらった上で質問をしてもらいたいと思いますけど、今の質問はどのようにか。

○議長（宮崎昌宗君）企画開発課長。

○企画開発課長（熊谷豊司君）まず、1点目の駐車場の関係なんですが、道の駅は御存じのとおり国交省の道の駅の機能としての役割とさわやか市等の直売所の町の部分の機能がございまして、駐車場に関しましては国交省の道の駅の機能という側面が大きいところございまして、仮に変えるにしても、道の駅は国交省との調整が要りますので……。そういうことじゃないんですか。

○議長（宮崎昌宗君）副町長。

○副町長（岡崎 浩君）大ノ瀬官衙遺跡については全てが遺跡でございまして、一応駐車場に見えますけど、あそこは間道という形で臨時的に使わせていただいているんで、あそこに常設の駐車場というのは文化庁の見解からいうと厳しいというふうに御理解いただきたいと思います。

○議長（宮崎昌宗君）峯議員。

○7番（峯 新一君）じゃあ、あそこに駐車できないのであれば、大型車に限っては、申し訳ないけど……。

○議長（宮崎昌宗君）峯議員、そういう運営のことは一般質問でされてください。今日は、決算のことです。

○7番（峯 新一君）はい、分かりました。では、質問を止めます。

○議長（宮崎昌宗君）一般質問でお願いします。

ほかにありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）これで質疑を終わり、以上で本件の報告を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時40分です。

休憩 午前11時26分

再開 午前11時36分

○議長（宮崎昌宗君）それでは、おそろいのようなので、再開いたします。

日程第8、議案第25号、専決処分の承認を求めることについて（上毛町税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

議案内容の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（堀田京介君）それでは、議案第25号について御説明いたします。

専決処分の承認を求めることについて（上毛町税条例の一部を改正する条例）について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。

令和4年6月7日提出。上毛町長、坪根秀介。

理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布されたことに伴い、これに準じて本町税条例の一部を改正する必要が生じたため専決処分をしたものでございます。

次のページをお願いします。専決第3号、専決処分書を付けております。令和4年3月31日に専決したものでございます。

次のページをお願いいたします。このページから、上毛町条例第8号、上毛町税条例の一部を改正する条例を記載しておりますが、記載内容におきましては、お手元のほうにお配りしています議案説明資料のほうで説明させていただきます。

資料第1ページに税条例の一部改正の内容（専決処分の説明）がございますので、これに沿って説明させていただきます。

なお、この改正条例ですが、地方税法の改正のうち令和4年4月1日施行分について

て専決処分とさせていただきます。

まず、民法法人に対する寄附の控除対象からの削除ですが、第34条の7により寄附金控除の対象から民法法人を削除しています。これについては、令和20年の新公益法人制度の施行から5年以内に新制度に移行手続きをしない民法法人は解散されたものとみなされるため、現在において課税更正期間内に存在しないということで削除されたものです。民法法人とは、旧社団法人、財団法人を言っていますね、平成25年11月の末をもって廃止されております。

続いて、DV・ストーカー行為の被害者保護のための措置を明確化ですが、第73条の2及び第73条の3により、固定資産の閲覧・証明において住所が明らかにされることにより生命または身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合、住所を削除する等の措置ができることを明確化したものです。なお、現在、町内対象者は住所表示の制限をかけておりますが、支援措置制度の見直しにより支援措置の申出を受けた市町村は、支援を求める者が他の市町村に所在する固定資産を所有している場合、その市町村に対して申出書の写しを転送する等、町外対象者についても今後住所表示の制限等の措置が可能となりました。

続いて、貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る特例ですが、附則第10条の2第25項により、特定都市河川浸水被害対策法に規定する貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置が創設されましたが、現在、町においては対象はございません。

続いて、省エネ改修工事を行った住宅に係る減額措置の延長等ですが、附則第10条の3により省エネ改修工事を行った場合、1年に限り3分の1に減額される措置を2年延長した上で適用要件の見直しが行われています。これについては新築年を平成20年1月1日以前から平成26年4月1日以前に延長し、対象となる工事費を50万超から60万超、または、断熱改修工事50万円超で太陽光発電装置等を合わせて60万超となる見直しが行われました。

続いて、商業地等に係る負担調整措置の上昇幅の抑制ですが、附則第12条第1項により、商業地等に係る課税標準の上昇幅5%ですね、一般に言う負担調整措置という形なんですけど、これを、景気回復を万全に期するため、変動緩和の観点から令和4年度に限り2.5%とする措置がとられています。これについては、土地が下落傾向にある上毛町では既に負担調整措置が完了しているため、影響はほとんどありませ

ん。

その他、地方税法の改正等に伴う、条ずれ等の規定の整備、文言修正等がございます。

以上、概略ではございますが、税条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。

○議長（宮崎昌宗君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

安元議員。

○9番（安元慶彦君）DV・ストーカー等の行為のこれは、本人が行政に行って申し出て、私はそういう危険な状態にあるからということを出して、そういう方々で他町村に固定資産のそういうのを持っておるといような人は、その所在する行政のほうに教えるというあれかね。どういうふうに判断するのか。本人が申し出るのかどうか。

○議長（宮崎昌宗君）税務課長。

○税務課長（堀田京介君）基本的に、これは令和4年、今年の3月31日の総務省からの通知によって支援措置制度の修正が行われまして、一般的にDVとかストーカーの場合、住民課のほうに、うちの町のほうですけど、支援措置の申請という形で、自分はそういう状態にあるから支援措置でそういう対象にしてくださいという形で申し立てをするわけですけど、今回の改正で、うちの町にいる方で仮に豊前市に固定資産である土地を持っているという方がいた場合は、そのときに一緒にそういうのがあるよという形の届出をしてもらった場合、うちは豊前市にその申請書の写しを送付するという措置がとられるようになったということで、今までは町内でおさまっていた部分が町外の方についてもそういう情報が入るようになるという形になります。ただし、今現在においてはまだそういうのは1件もうちのほうは受け付けておりません。

以上です。

○議長（宮崎昌宗君）友岡議員。

○2番（友岡みどり君）貯留機能保全区域、本町は対象外ということでございましたが、これはどういう区域なんでしょうか。

それから、省エネ改修工事の減額措置なんですけど、延長ということで現在もやっているんですけど、これについては工事をした延べ面積に係る分の固定資産税の減免

になるんですか。

○議長（宮崎昌宗君） 税務課長。

○税務課長（堀田京介君） まず先に、貯留保全区域というものですけど、河川に隣接する低地、その他河川の氾濫に伴い侵入した水または雨水を一時的に貯留する機能を有する土地のうち、都市浸水拡大を抑制する効果があると認められるもので、区域内に盛土、塀の設置等を実施する場合、事前に都道府県知事に届け出ること、そういう保全区域という形に指定が受けられるという形になりますので、今現在、そういうところはうちにはございません。

それと、省エネ改修工事の分ですけど、基本的ですけど、この関係ですけど、改築した場合は再評価に原則はなるわけですけど、基本うちの町とか多くの町の場合、改築のほうは見てませんので、実質的にはあんまりこういう申請は出てこないという形になります。実際のところ、ここ数年でこういう関係で出てきたのは1件だけというような形で、ほとんどの場合は省エネ改修工事、しかも1年しか減額にならない部分で、かなりの書類を出して少し減額されるという措置となりますので、今現在、一応こういう制度はございますけど申請する方はなくて、逆に住宅の取得控除の関係で単年度のこういう改修工事の補助とかいう形はちらほらとございます。

以上です。

○議長（宮崎昌宗君） 以上でよろしいですかね。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対討論はありますか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君） 賛成討論はありますか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（宮崎昌宗君） 全会一致。したがって、議案第25号、専決処分の承認を求めることについて（上毛町税条例の一部を改正する条例）は、原案のとおり承認すること

に決しました。

○議長（宮崎昌宗君） 日程第9、議案第26号、専決処分の承認を求めることについて（上毛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

議案内容の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（堀田京介君） それでは、議案第26号について御説明いたします。

専決処分の承認を求めることについて（上毛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。

令和4年6月7日提出。上毛町長、坪根秀介。

理由でございますが、新型コロナウイルスの感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免等についてが令和4年3月14日に通知され、地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布されたことに伴い、これに準じて本町国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたため専決処分をしたものでございます。

次のページをお願いします。専決第4号、専決処分書をつけております。令和4年3月31日に専決したものでございます。

次のページをお願いいたします。このページから、上毛町条例第9号、上毛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を記載しておりますが、改正内容についてはお手元のほうにお配りしております議案説明資料のほうで説明させていただきます。

議案説明資料2ページに、国民健康保険税条例の一部改正の内容、専決分の説明がございますので、これに沿って説明させていただきます。

まず、課税限度額の引上げですが、第2条及び第23条により基礎課税額に係る賦課限度額の上限を63万円から65万円に、後期高齢者支援金等課税額の上限を19万円から20万円と、合わせて3万円増額するものです。

これについては、高齢化の影響で医療給付費等が増加する一方で、被保険者の所得が伸びない状況においては、例えば、保険税の負担の上限を引上げずに保険税率の引上げにより必要な収入を確保しようとした場合には、高所得者等の負担に比して中間所得者層の負担が重くなるといったことが生じます。一方、保険負担の上限を引き上

げた場合には、高所得者により多くの負担を求めることになるものの、中間所得者に配慮した保険税の設定が可能となることとなります。

今回の改正においては、負担の公平性の確保及び中間所得者層の負担軽減を図る観点から行われたこととなります。今回の引上げで、とうとう負担限度額の合計額が100万を超えて102万というような形になっています。

続いて、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免の延長ですが、令和4年3月14日付新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減額等について通知され、減免の財源補填が延長されることにより、本町においても減免制度を1年延長するものです。この財源補填は前年と同様、減免額の2割が補填されることになっていますが、実際のところ令和3年度は2割という形で通知されたんですけど、最終的には10割補助、全額国からの補填が入っております。今回についてももしかしたら、2割となっていますけど、その分の割合については増額されるかもしれません。

ちなみに、令和2年度の当初、一番最初の年ですけど、8件で139万円の減額減免、令和3年度については3件で23万円という形になっています。

以上、概略ではございますが、国民健康保険税条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。

○議長（宮崎昌宗君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

友岡議員。

○2番（友岡みどり君）この課税限度額の引上げですけど、所得額は幾らで最高限度額に到達するのでしょうか。

○議長（宮崎昌宗君）税務課長。

○税務課長（堀田京介君）所得額のほうが、基本的に医療、支援、介護で税率が違ってしますので、65万円という形で、また、世帯構成によっても変わってくるんで、大体という形であれば、65万円の場合は1割なんで、1人世帯の場合で600万ぐらいかなという形になりますし、介護、支援についてはまた税率が違うんで、実際のところ令和3年度ベースでこの対象になった人ですけど、医療分については7件の213万5,000円、支援分については11件138万円、介護分については2件の41

万8,000円という形になっています。だから、税率と限度額との兼ね合いで、医療分とか支援分、介護分で、この超過限度額に該当する所得というのは微妙に変わってくるかと御理解ください。

○議長（宮崎昌宗君） 税務課長。先ほどの平成3年は令和3年でいいですね。

○税務課長（堀田京介君） 訂正します。

○議長（宮崎昌宗君） 以上でよろしいですかね。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君） それでは、質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論ありませんか。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君） 私は、議案第26号に反対の立場から討論いたします。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に関する国民健康保険税の減免については賛成いたしますが、今回の改正の中に課税限度額の引上げがあります。これは国保加入者へのさらなる負担増となるので、この議案に反対いたします。

○議長（宮崎昌宗君） 賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君） ほかにありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君） これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（宮崎昌宗君） 起立多数。したがって、議案第26号、専決処分の承認を求めることについて（上毛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は、原案のとおり承認することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君） 日程第10、議案第27号、工事請負契約の変更契約の締結について（上毛町防災行政無線デジタル化工事）を議題とします。

議案内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮吉保男君） それでは私から、議案第27号について御説明を申し上げます。

議案第27号、工事請負契約の変更契約の締結について（上毛町防災行政無線デジタル化工事請負契約）を下記のとおり変更するため、上毛町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分等に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和4年6月7日提出。上毛町長、坪根秀介。

- 1、契約の目的、上毛町防災行政無線デジタル化工事。
- 2、工事場所、上毛町内一円。
- 3、契約の方法、随意契約。
- 4、契約金額、変更前3億2,780万円。

変更後3億4,560万9,000円。

- 5、契約の相手方、福岡県福岡市中央区長浜二丁目4番1号

東芝インフラシステムズ株式会社九州支社支社長 村田茂。

- 6、工期、令和2年9月18日から令和5年3月31日。

理由でございます。

上毛町防災行政無線デジタル化工事に係る工事請負契約について工事を実施した結果、設計の一部を変更して実施する必要が生じたため、契約金額の変更について議会の議決を求めるものでございます。

変更する工事等の概要につきましては機器製作費ベースとなりますが、役場庁舎の無線親局が災害等で被害を受けた場合などに使用いたします可搬型親局装置1台の追加導入により、約540万4,000円の増。

デジタル戸別受信機200台の追加により、約580万4,000円の増。

ダイポールアンテナ、これは受信状況が不良の場合に外付けのアンテナとして取り付けるものでございますが、50本の追加により約110万7,000円の増。

その他の仕様変更等により549万4,000円の増、合計で1,780万9,000円の増額をお願いしているものでございます。

なお、今回の増額につきましては、先ほど報告いたしました継続費逡次繰越により

対応させていただくものでございます。

また、世界的な半導体不足によりまして、早急な発注が必要なため、本日の議決をお願いさせていただいているものでございます。

説明は以上でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（宮崎昌宗君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

安元議員。

○9番（安元慶彦君）私はこの類いのものは追加なんていうものはないんじゃないかというふうに思って、こんなことなら令和2年の当初のときにもう少しよくやっとならばよかったと今後悔していますけれども、無線機を取り替えると、現在のあれに合った、対応できるものにしなきゃならないということだろうなと。そしたら、町長の挨拶の中にありましたように、追加の施設が生じたとか、あるいは数が多くなったとかね。これはプロポーザルでやっていますよね。そのときにはそういう専門的な業者の方がプレゼンの中でそういうものを考えてなかったんかね。どうですか。

○議長（宮崎昌宗君）総務課長。

○総務課長（宮吉保男君）今回追加をお願いしております可搬型親局装置というものでございますが、これにつきましては当初の町が設計をしました仕様の中には入ってございません。今回受注をしました事業者の独自の提案、プロポーザルの中で独自提案ということになっていただいております。

当初の段階で仕様を他社にも示した上でのプロポーザルですので、当初からこの可搬型の装置を契約に含めるというのはちょっとできないだろうということで、その他の変更がどうしても、3年間の工事でございますので、現状によって出てくることはあらかじめ予想されておりました。その中でタイミングを見させていただいて変更をお願いしようということで、契約をさせていただいているものでございます。

○議長（宮崎昌宗君）安元議員。

○9番（安元慶彦君）平成2年の3か年の継続のときに……。

○議長（宮崎昌宗君）安元議員、令和2年でいいですかね。

○9番（安元慶彦君）ああ、失礼しました。継続費で5億8,000万の金額を出しま

したよね。そして今回、3億4,560万9,000円で大体折り合うと。

これはちょっと、最初、東芝関係のこの人のを採用したんでしょけど、これはちょっと、あらかしすぎて雑じゃないかね、こんな金額の相違があるということは。そう感じませんか。

○議長（宮崎昌宗君）総務課長。

○総務課長（宮吉保男君）今、議員さんがおっしゃられている5億というのは、ちょっとすいません、はっきり今手元に資料ございませんので分かりかねるんですが、通常のプロポーザルとはちょっと異なる部分がございます、各社が持つノウハウ、そういったものも含めて、うちが町として示した仕様にのっとり、技術面であったり、参考見積りになりますが、そこで価格の提案をいただくという中で、今の契約金額になっているということです。言葉があれですけど、頑張っって落としていただいた、安く受注をしていただいたと私どもは認識をしております。設計額に対して請負比率はかなり低い率で落としていただいたと思っております。

○議長（宮崎昌宗君）安元議員、いいですかね。

三田議員。

○8番（三田敏和君）設計書を出してプロポーザルで提案があったと。その時点で、そのものについても業者から提案があったというふうに答弁されたと思うんですけど、そういうものをですよ、確かにその時点でプロポーザルの設計書と違う内容やから変更できないというのは私は何か納得しがたいですね。そういうものは、設計書を変えてでも当初からそういう金額をもってやるべきではないかなと。この3年間でやるから、後で追加工事があるからそのときすればいいんじゃないかって、それはちょっと安易な気がしますよね。その辺をどのように考えているのか。

それと、先ほど200台追加、ダイポールアンテナ50台とか言いましたけども、世帯数に関してもともと何世帯あって何台予定してて、それを今回200台、50台追加したら数字的にどうなったのかお聞かせください。

○議長（宮崎昌宗君）総務課長。

○総務課長（宮吉保男君）最初におっしゃられた、最初から入れるべきではないかという御意見はごもっともだと思います。手法の一つとしては、当初から含めるという方法も当然あるかと思えます。通常の道路の工事であったり、そういったものとはちょっと異なる工事でございます。現場に入って事業量が増減する可能性が非常に強い工

事でございますので、その中で併せて工事が進捗していく中で、この可搬装置の必要性についても十分吟味した上で、追加でお願いをさせていただいたということでございます。最初から入れる前提で受けているということではございません。中の工事の進み具合の中で、しっかり設計会社と一緒に吟味をさせていただいたということでございます。

戸別受信機の台数ですが、当初の発注台数としては2,500台を想定しております。世界的な、何度も繰り返しになりますが、半導体不足ということになりますと、現在の工事費につきましては起債等で財源措置ができております。なるべく今の段階で確保しておかないと、場合によっては受注そのものができなくなるというようなことも考えられますので、今回の事業の中で財源の措置もできている、通常の定価よりも安く単価としては入れられるというこの時期に、ぜひ追加の発注をさせていただきたいということでお願いをしているものでございます。

○議長（宮崎昌宗君） 三田議員。

○8番（三田敏和君）追加発注については十分認識をしております。世帯数が増えていくということも今後の中であり得る中で、そのことは十分認識するわけですが、先ほどの親局の云々ということについては、もともとプロポーザルがあったときに提案された業者とそうじゃない業者があったはずですよ。何社かあった中でね。そういうのを、これはいいというふうに思われて熟慮する期間があったというのは言い訳にしかすぎない。私に言わせるとね。きちっとそういうときにこういうものをというのをちゃんと入れて、工事の進展の中でいろいろあるから、そのときに追加しようというのは私は納得できないと思いますので、その辺もう一度答弁ください。

○議長（宮崎昌宗君） 総務課長。

○総務課長（宮吉保男君）今言われた、議員さんは納得できないということでございますけど、私どもとしましては、今回はこの方法でお願いしたいということで御理解をいただければと思っております。

あえて楽な方法を選んだわけではございませんので、必要なものと判断ができた時点で議会にお諮りして、ぜひさせていただきたいということですので、御理解いただきたいと思います。

○議長（宮崎昌宗君） 三田議員、3回目です。

○8番（三田敏和君）そういうのは理解しますが、今後の中で同じようなことがあつ

たときに、いつもいつもそういう熟慮する期間が云々というのは僕はなくしてもらいたいというふうに思いますので、今後の中でそういうのを十分検討した中で提案をいただきたいと思います。

○議長（宮崎昌宗君）質疑はいいですか。

○8番（三田敏和君）お願いします。

○議長（宮崎昌宗君）答弁をお願いします。総務課長。

○総務課長（宮吉保男君）今後の事務の参考にさせていただきたいと思います。

○議長（宮崎昌宗君）ほかに質疑はありませんか。

友岡議員。

○2番（友岡みどり君）契約の変更の締結でございますが、金額的に千五、六百万ということで相当な大きな契約変更でございます。これについては設計の一部変更という理由でございますが、金額的に大きな変更でございますので、さっき総務課長がおっしゃったように内容をですね、戸別受信機が200個とか、大きな中継基地ですか、よく分からないんですけど、そういうものを1個増設したとか、そういうものを具体的に資料として添付をしていただくのが親切じゃないかなというふうに思っております。この理由だけでは審議しようがございませんので、きちっとそういうものがどのような理由で、どういう必要性があって、こういう内容変更になったのかという資料をしっかりと付けていただければ助かるなと思いますので、今後そういう形をお願いしたいと思います。

○議長（宮崎昌宗君）総務課長。

○総務課長（宮吉保男君）この資料の添付につきましては、私の指示で今回こういう形になっております。今後、気をつけたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（宮崎昌宗君）ほかにございせんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（宮崎昌宗君） 全会一致。したがって、議案第27号、工事請負契約の変更契約の締結について（上毛町防災行政無線デジタル化工事）は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君） これから、議員提出議案を上程し、審議を行います。なお、議案の上程に際し、議案名の朗読は省略します。

日程第17、発議第4号、以上1件を上程します。

日程第17、発議第4号、重度障がい者と介護者の鉄道運賃等割引制度における特急料金の適用及び駅構内や踏切内の安全対策を求める意見書（案）を議題といたします。

それでは、三田議員お願いいたします。三田議員。

○8番（三田敏和君） 皆様、お疲れさまです。

それでは、発議第4号、重度障がい者と介護者の鉄道運賃等割引制度における特急料金の適用及び駅構内や踏切内の安全対策を求める意見書（案）について説明をいたします。

このことについては築上町の全盲の江本議員から発案があったもので、京築2市2郡7市町に回っておるものであります。読み上げて提案させていただきたいと思っております。

現在、鉄道運賃等については、重度障がい者と介護者には乗車券割引制度が適用されているが、特急料金は適用外である。近年のコロナ禍で生活態様が一変し、重度障がい者の負担が一層増大している中、重度障がい者並びに乗降する際に必要不可欠となる介護者の負担軽減を図るためにも、当該者の乗車券割引制度において特急料金を適用することが必要であると考えます。また、駅構内や踏切内で過去に事故が発生している箇所や危険な場所については、早急な安全対策が求められている。

よって、国及び県においては、関係鉄道会社に対し積極的に働きかけを行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するという内容です。

以上でございます。

○議長（宮崎昌宗君）趣旨説明が終わりました。

趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）質疑なし。これで質疑を終わります。

○議長（宮崎昌宗君）日程第18、選挙第2号、上毛町外一市一町矢方池土木組合議会議員の補欠選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法は議長が指名することとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することと決定しました。

上毛町外一市一町矢方池土木組合議会議員に瀬口一義さんを指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名した方を上毛町外一市一町矢方池土木組合議会議員の当選人と決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した瀬口一義さんが上毛町外一市一町矢方池土木組合議会議員に当選されました。

上毛町議会会議規則第33条第2項の規定により、瀬口一義さんに当選の告知をし

ます。

これから議案の委員会付託を行います。

6月3日、議会運営委員会の協議結果を運営資料として配付しております。運営資料の3ページの委員会付託表を御覧ください。

付託案の朗読に際しても議案名の朗読は省略します。

議案第30号、議案第31号、発議第4号の3件は文教厚生常任委員会へ、議案第28号、議案第32号、議案第33号の3件は総務産業建設常任委員会へ、議案第29号の1件は予算決算常任委員会へそれぞれ付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君) 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付の委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

○議長(宮崎昌宗君) 続いて、各常任委員会の開催日についてお諮りします。

運営資料4ページ、委員会日程表を御覧ください。

各常任委員会の開催日は、議会運営委員会で決定いただいた日程のとおり決定したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君) 異議なしと認めます。

したがって、常任委員会の開催日は、運営資料、委員会日程表のとおり開催することに決定しました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。

散会 午後0時15分

令和4年6月7日